

平成 22 年度 ESCO 事業の実施状況

○ESCO 事業の実施状況

ESCO 事業について、都道府県及び政令都市へ調査を依頼した結果、以下の回答を得た。

ESCO 事業は、37 の地方公共団体で実施されており、総実施件数は 150 件(フィージビリティスタディ(FS)のみ等含む)(前年比 16 件増)であった。ESCO 事業実施件数における実施期間については図-1 のとおりであり、10 年以内に設定しているものが 81 件(69%)であった。

ESCO の契約方式については図-2 の通りであり、シェアード・セイビングス契約が 71 件(56%)(前年比 12 件増)、ギャランティード・セイビングス契約が 55 件(44%)(前年比 7 件増)であった。

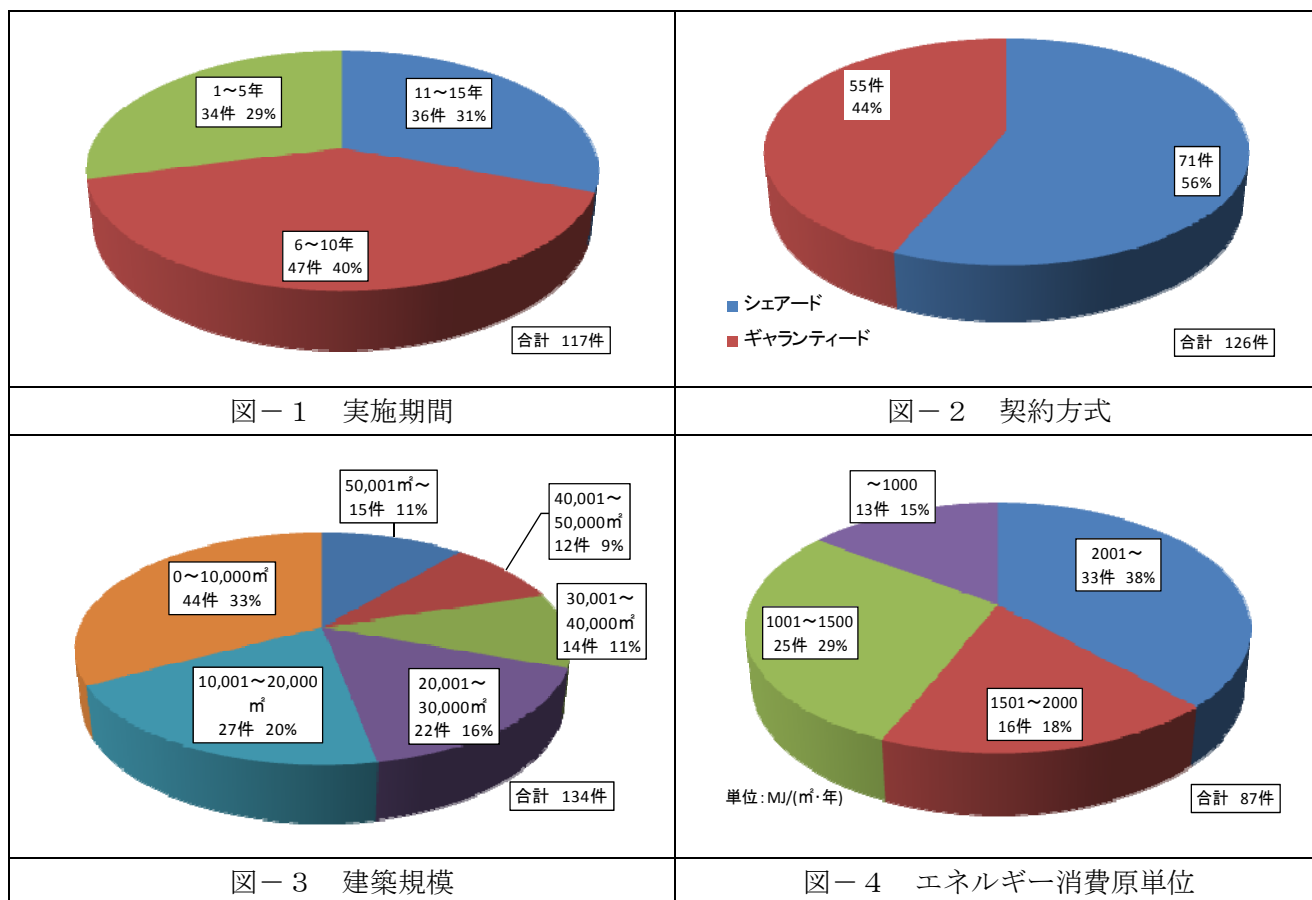
ESCO 事業が行われている(予定含む)施設の延床面積は図-3 のとおりであり、90 件(67%)は 1 万㎡以上の施設であった。

ESCO 事業が行われている(予定含む)施設の ESCO 事業実施前のエネルギー消費原単位は図-4 のとおりであり、49 件(56%)は 1,500MJ/(㎡・年)以上の施設であった。

ESCO 事業のエネルギー削減率(契約時)は図-5 のとおりであり、契約時の削減率が 11~30%の施設が 75 件(76%)(前年比 15 件増)であった。

ESCO 事業の入札方式は図-6 のとおりであり、企画競争方式の施設が 114 件(91%)(前年比 21 件増)、総合評価方式(加算方式)の施設が 11 件(9%)(前年比±0)であった。

ESCO 事業の補助金の率は図-7 のとおりであり、使用していない施設が 27 件(23%)(前年比 8 件増)、使用している施設が 93 件(78%)(前年比 9 件増)であった。



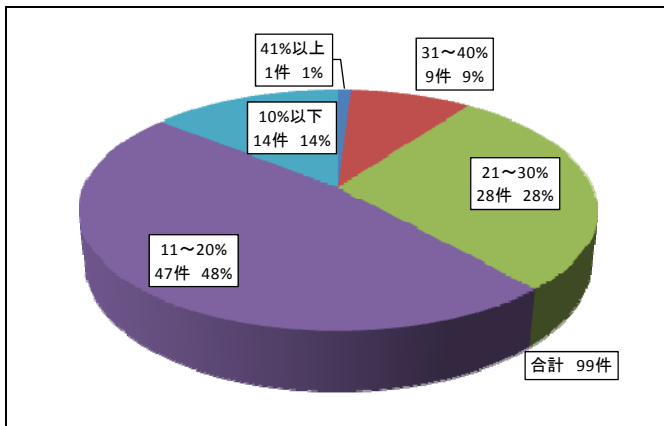


図-5 エネルギー削減率

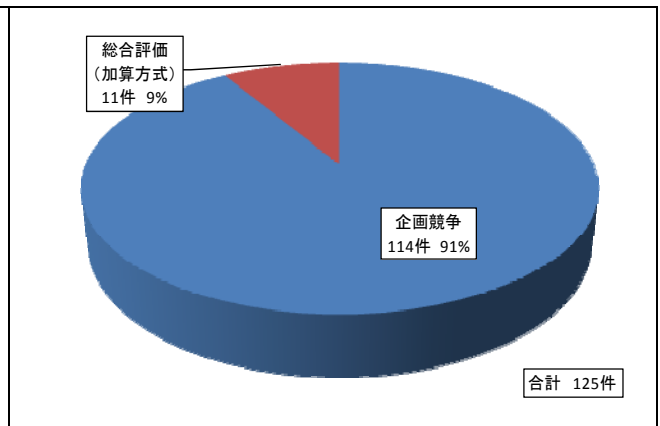


図-6 入札方式

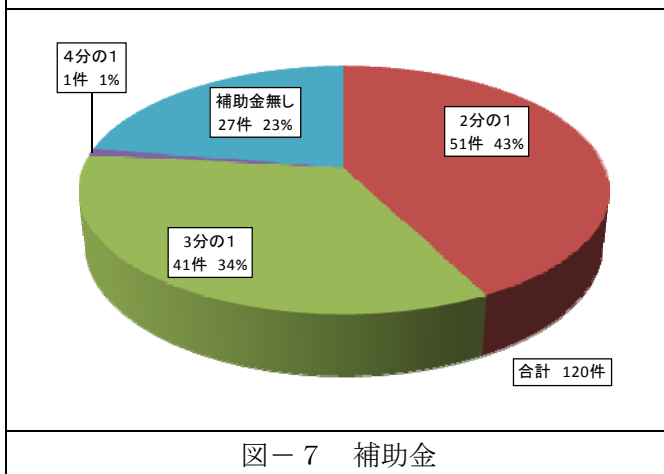


図-7 補助金

※百分率は、四捨五入をしているため、合計が100%とならない場合がある。

【自己資金型(ギャランティード・セイビングス)契約】

・省エネルギー改修にかかる初期投資を自治体が行います。しかし、ESCO 事業者は自治体に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現するため、自治体に経済的な負担を強いることはありません。

この場合、自治体は実現する光熱水費の削減分を投資回収の原資とし、一部をESCO サービスに対する報酬としてESCO 事業者に支払います。

【民間資金型(シェアード・セイビングス)契約】

・ESCO 事業者が資金調達を行うため、自治体は一切の金融負担を負わないこととなります。これは、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律(PFI 法)に基づく(PFI 事業)としてESCO 事業を実施する場合も同様です。

この場合の、ESCO 事業者が自治体に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実施し、自治体はこの光熱水費の削減分から一定割合を、初期投資分を含むESCO サービスに対する報酬としてESCO 事業者に支払います。

出展)ESCO 導入のてびき(自治体向け) ((財) 省エネルギーセンター)より